

## 1 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第71号を発行させていただきます。

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。

今月は、年末年始に撮影しました須磨浦海岸での初日の出と西国三十三所巡りで参拝に訪れたお寺の写真を掲載いたします。



(写真は、須磨浦海岸での初日の出の様子です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**1月末までに提出すべき書類について、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**習慣をちょっと変えてみる その8**を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

## 2 1月末までに提出すべき書類 について

今月は各役所に提出すべき書類がいくつかございます。

それらの書類をすべてご説明するのは紙面の関係でできませんので、代表的なものをご説明させていただきます。

## ○税務署に提出すべき書類

税務署に提出すべき書類としましては、**法定調書**があげられます。

昨年に税務署から郵送されてきております『平成30年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』をご覧くださいますとどのような書類を提出すべきなのかを確認していただけます。

手引きをご覧くださいますと何種類もの書類の記載方法などが書かれておりますが、毎年提出することになる書類としましては、

『給与所得の源泉徴収票』、『報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書』、『不動産の使用料等の支払調書』、『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』

があげられます。

まず『給与所得の源泉徴収票』ですが、これは昨年末に各事業所で年末調整をした方全員の源泉徴収票を税務署に提出するわけではなく、提出する範囲が決まっております。その範囲は次のようになっております。

受給者の区分	提出範囲
<年末調整をしたもの> 法人の役員及び現に役員をしていなくても平成30年に役員であった方	平成30年中の給与等の支払金額が <b>150万円</b> を超えるもの
<年末調整をしたもの> 法人の役員以外の者（従業員）	平成30年中の給与等の支払金額が <b>500万円</b> を超えるもの

<p>&lt; 年末調整をしなかったもの &gt;</p> <p>「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方</p>	<p>平成 30 年中の給与等の支払金額が</p> <p><b>250 万円</b>を超えるもの</p> <p>ただし、法人の役員の場合には</p> <p><b>50 万円</b>を超えるもの</p>
<p>&lt; 年末調整をしなかったもの &gt;</p> <p>「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方</p>	<p>平成 30 年中の給与等の支払金額が</p> <p><b>50 万円</b>を超えるもの</p>

\* 給与所得の源泉徴収票は「**税務署提出用**」を使用し、**個人番号（マイナンバー）**を記載しないとけません。

\* 『平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 3 ページより一部抜粋

もっと詳しい提出範囲につきましては、手引の該当ページをご覧ください。



(写真は、須磨浦海岸での初日の出の様子です)

次に『**報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書**』ですが、提出する必要があるのは、法人又は個人事業で税理士などの士業の方々と顧問契約などを行っている場合です。この支払調書にも提出する範囲が決まっております。その範囲は次のようになっています。

区分	提出範囲
税理士などの士業などへの報酬・料金等	<p>同一人に対する平成 30 年中の支払金額の合計が</p> <p><b>5 万円</b>を超えるもの</p>

\* 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に**個人番号（マイナンバー）**を記載しないとけませんので、該当する税理士などの士業に**マイナンバー**を聞く必要があります。

\* 『平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 23 ページより一部抜粋

次に『**不動産の使用料等の支払調書**』ですが、提出する必要があるのは、平成 30 年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限ります。）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

不動産の使用料等の支払調書の提出範囲
同一の方に対する平成 30 年中の支払金額の合計が <b>15 万円</b> を超えるもの

\* **不動産の使用料等の支払調書に個人番号（マイナンバー）**を記載しないとけませんので、該当する**不動産の所有者さん**などに**マイナンバー**を聞く必要があります。

\* 『平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 25 ページより一部抜粋

最後に『**給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表**』ですが、これはこれまでに説明いたしました「源泉徴収票」や「支払調書」を法人または個人事業が提出する際に提出枚数などを記載する合計表となっております。



(写真は、亀岡市にある西国二十一番札所の穴太寺です)

### ○税務署以外に提出すべき書類

税務署以外に提出すべき書類としましては、

## 『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』、『償却資産（固定資産税）申告書』

があげられます。

まず『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』ですが、『平成31年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書』に詳しい説明がされております。

簡単にご説明させていただきますと、『給与支払報告書（個人別明細書）』（複写式）を作成し、上の2枚を従業員の方の住所地を管轄している役所ごとにまとめ、その役所ごとに『給与支払報告書（総括表）』に必要事項を記載して、この用紙に『給与支払報告書（個人別明細書）』と一緒に綴じて提出していただくことになります。こちらにもマイナンバーを記載しないとイケません。

次に『償却資産（固定資産税）申告書』ですが、『償却資産（固定資産税）申告書の申告の手引』に詳しい説明がされております。こちらは紙面の関係で説明を省略させていただきます。

### 【参考文献】

- ・平成30年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
- ・平成31年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書



(写真は、亀岡市にある西国二十一番札所の穴太寺です)

## 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

### 自動車税関連

日経新聞に「与党税制大綱 車保有最大年4500円減税 購入時も1%軽く 消費者負担に配慮」、などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・2019年度与党税制改正大綱では、自動車関連の税制が大きく見直された。
- ・消費税率が10%になる19年10月以降に購入した車は、所有者が毎年支払う税金が減る。減税額は車の排気量に応じて変わり、例えば排気量が1000cc以下の車では今年2万9500円が4500円下がり、年2万5000円になる。軽自動車の税額は据え置く。
- ・車を買うときの税も見直す。10%への消費税率引き上げに伴い新たに導入される「燃費課税」はもともと車の環境性能に応じて価格の0~3%を払うことになっていたが、増税後の1年間限定で一律1%を引き下げる。
- ・2年に1度の車検時に支払う自動車重量税などに適用されるエコカー減税は、当初政府が検討していた案よりも免税対象を広げるなどし、縮小幅を抑えることで決着した。

などと書かれておりました。

\*消費税増税後に購入価格が大きい車の販売数が落ち込むことを防ぐ対策です。

### ふるさと納税関連

日経新聞に「ふるさと納税に指定制 高額返礼は税優遇除外」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・制度の見直しは19年6月1日以降の寄付金に適用する。
- ・地方財政審議会（総務相の諮問機関）の意見を踏まえ、特例控除の対象となる自治体を改めて指定し、告示する。返礼品は金額が寄付金の3割以下となる地場産品とする。この基準を満たさない指定外の自治体委寄付をしても特例控除は受けられなくなる。

などと書かれておりました。

**\*大臣通知を行っても従わない自治体があるために制度の見直しをすることになってしまったのでしょう。**



(写真は、箕面市にある西国二十三番札所の勝尾寺です)

#### 4 習慣をちょっと変えてみる その8

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、ストレス緩和につながる内容として「自分にないものを求めない」についての情報をご紹介します。

参考文献には、

- ・「夏炉冬扇（かろうせん）」－夏の炉と冬の扇子－そのときには必要のないものことです。今すぐには役に立たなくても、必ず役に立つときがくる。じっと時期を待つことの大切さを言っています。
- ・華やかな仕事をしている人も、はじめからそうだったわけではありません。地味な仕事をコツコツと積み重ねた結果として、今があるのです。
- ・一見、役に立たないことが、巡りめぐってひとつの結果に結びつく。今頑張っていることは、ひとつも無駄にならない。

などと書かれておりました。

このテーマを今回選ばせていただいたのは、私自身ついつい自分に足りないものを求めてしまっていることがあるので、自分に言い聞かせる意味で選ばせていただきました。

ないものを求めるということは、自分の現状（今）に満足できていないということ。今やっていることをコツコツと積み重ねていけば、自分にとって必ずいい結果が得られるということを心がけて日々過ごしたいと思いません。

#### 【参考文献】

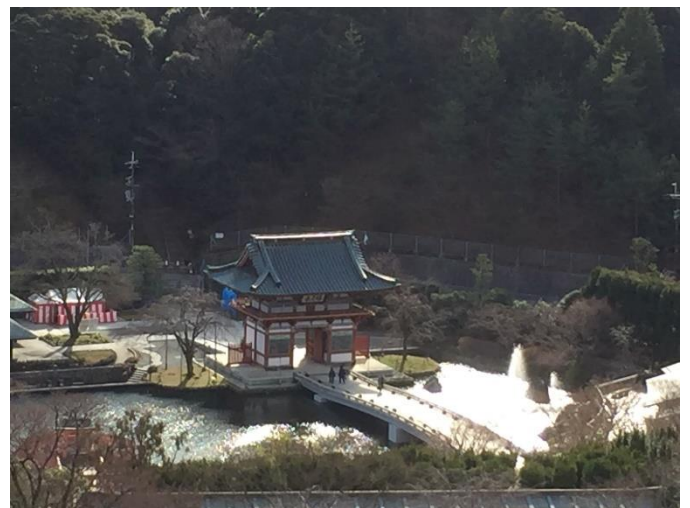
- ・禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野俊明（ますのしゅんみょう） 発行所 三笠書房 知的生きかた文庫

#### 5 編集後記

これまでも寺社仏閣に参拝に行くことが多かったのですが、昨年12月に亀岡市の穴太寺に参拝に行った際に穴太寺が西国三十三所の札所であったことに気づき、その時に三十三所巡りをしたくなったので、そこで御朱印長を購入して御朱印をいただきました。

年末年始で、21番札所の穴太寺、23番札所の勝尾寺、22番札所の総持寺、24番札所の中山寺と4か所と比較的自宅から近い場所の参拝に行ってきました。

下の写真は、西国23番札所の勝尾寺で撮影した写真です。



今年の休日は、西国三十三所巡りを目的に行先を決めることになりそうです。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。